

令和5年度

健全化判断比率等審査意見書

茨城県南水道企業団監査委員

県南水監発第7号

令和6年6月12日

茨城県南水道企業団

企業長 佐々木喜章様

茨城県南水道企業団

監査委員 石橋大輔



監査委員 船川京子



令和5年度健全化判断比率等審査の意見について

茨城県南水道企業団監査基準に基づき、審査に付された令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計の健全化判断比率等を審査した結果について、次のとおりその意見を提出します。

令和5年度健全化判断比率等審査意見書

1. 審査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づく資金不足比率審査

2. 審査の対象

- (1) 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率
- (2) 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

3. 審査の着眼点

資金不足比率が法令に適合した方法により正確に算出されており、その基礎となる事項を記載した書類が適切であることを主眼として審査を実施した。

4. 審査の実施内容

この健全化判断比率等審査に当たっては、企業長から提出された決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を受けるとともに、確認、質問、照合等の手法により審査を実施した。

5. 審査の概要

- (1) 審査日 令和6年6月4日(火)
- (2) 実施場所 茨城県南水道企業団事務所北棟3階大会議室

6. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会 計 名	資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準* ²
茨城県南水道企業団水道事業会計	—* ¹	20.0%

*¹…「—」と表示している場合は、資金不足が生じていないことを示す。

*²…地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 19 条の規定による。
健全化基準を超える資金不足が生じている場合には、自主的かつ計画的に経営の早期健全化に向けた改善が必要な状況であることを示すことから、速やかに経営健全化計画を策定する必要がある。

(2) 個別意見

審査に付された令和 5 年度決算に基づく茨城県南水道企業団水道事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したところ、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められた。

また、経営の健全性については、引き続き資金不足は発生しておらず、資金剰余額が発生している状況にあることから、経営健全化基準の 20.0%と比較しても良好な状態にあると認められる。

今後も引き続き財政の健全化を維持できるよう努められたい。

令和5年度 資金不足比率算定基礎資料

1. 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率を示すものであり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模との比較で算定し、経営状態の悪化の度合いを示す指標とされています。

$$\text{資金不足比率（法適用企業）} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

2. 算定方法及びその基礎となる額

(1) 資金の不足額

①算定方法

$$A + B - C (-D)$$

A：流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額－PFI 建設事業費等

B：算入地方債の現在高

C：流動資産－控除財源－控除額

D：解消可能資金不足額*¹

*¹…解消可能資金不足額については、“A+B-C>0”の場合にのみ算入する。

ただし、この場合において、“A+B-C-D<0”となる場合には、“A+B-C-D=0”とする。

②算定の基礎となる額

A：流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額－PFI 建設事業費等

区分	主な項目	金額(円)
流動負債	次年度償還予定の企業債及び長期借入金、未払金、引当金、前受収益、その他流動負債(預り金)等	1,132,376,927
控除企業債等	流動負債のうち次年度償還予定の企業債及び長期借入金	348,712,504
控除未払金等	未払金及び一時借入金のうち、建設改良費の支払いに充てるために次年度において起債又は長期借入金を予定しているものの額	0
控除額	連結実質赤字比率の算定上、他会計との間で生じる重複額	0
PFI* ² 建設事業費等	流動負債のうち、PFI 事業* ² における建設事業費及び土地の購入費	0

*²…「PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、官民が協同して公共サービスを提供するという概念によるもので、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用しておこなう手法をいう。

B：算入地方債の現在高

区 分	主 な 項 目	金 額 (円)
算入地方債の現在高	建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の残高から、流動負債として整理されているものの現在高を控除した額	0

C：流動資産－控除財源－控除額

区 分	主 な 項 目	金 額 (円)
流動資産	現金預金、未収金、貯蔵品、前払金等の資産	6,192,461,799
控除財源	翌年度へ繰り越した工事資金	18,951,860
控除額	連結実質赤字比率の算定上、他会計との間で生じる重複額	0

D：解消可能資金不足額

区 分	主 な 項 目	金 額 (円)
解消可能資金不足額	“ $A + B - C < 0$ ”であるため算入せず。	—

③算定結果

$$A = 1,132,376,927 - 348,712,504 - 0 - 0 - 0 = 783,664,423$$

$$B = 0$$

$$C = 6,192,461,799 - 18,951,860 - 0 = 6,173,509,939$$

$$D = \text{算入せず}$$

以上により、

$$\text{資金の不足額} = 783,664,423 + 0 - 6,173,509,939 = \underline{\underline{-5,389,845,516}}$$

※ 算出した額がマイナスの場合は、資金不足が生じていないため資金剰余額となる。

(2) 事業の規模

①算定方法

$$S (+s) - T$$

S : 営業収益

s : 指定管理者の利用料金収入

T : 受託工事収益

②算定の基礎となる額

S : 営業収益

区 分	主 な 項 目	金 額 (円)
営業収益	給水収益、その他の営業収益 (給水加入金、手数料、負担金等)	6,227,614,638

s : 指定管理者の利用料金収入

区 分	主 な 項 目	金 額 (円)
指定管理者の利用料金収入	指定管理者 (利用料金制) を導入している場合に計上	0

T : 受託工事収益

区 分	主 な 項 目	金 額 (円)
受託工事収益	給水管引込工事に係る舗装復旧工事等	0

③算定結果

$$\text{事業の規模} = 6,227,614,638 - 0 = \underline{\underline{6,227,614,638}}$$

3. 資金不足比率の算出

$$\frac{-5,389,845,516}{6,227,614,638} \times 100 = -86.55$$

$$= \begin{array}{|c|c|} \hline \text{資金不足比率} & - \\ \hline \end{array}$$

※ 値がマイナスの場合は、資金不足が発生しておらず、「-」の表示となります。

以上のとおり、資金不足比率は負数となったことから、資金不足は生じておらず、経営健全化基準の 20% を大きく下回るということから、財政状況は良好な状態を維持していると判断することができます。

よって、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項に基づく報告は、「-」となります。